

船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（案）

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）の一部の施行に伴い、同法による改正後の青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第30条により読み替えて適用する第11条、第13条第1項及び第28条第1項等に基づき、制定する。
【平成28年3月1日施行】

1. 地方運輸局による船員に関する一定の労働関係法令違反をした求人者からの求人不受理

船員法など労働関係法令の規定に違反し、戒告書等を受けたり公表された場合に、新規卒業見込者等（※1）であることを条件とした求人を受理の対象とする。

① 労働基準法、船員法及び最低賃金法に関する規定

(1) 1年間に2回以上同一条項の違反について戒告書等を受けている場合等

不受理期間 A
法違反が是正されるまで
+
是正後6カ月経過するまで

(2) 対象条項違反により送検され、公表された場合

不受理期間 B
送検された日から1年経過するまで
(是正後6カ月経過するまでは、
不受理期間を延長)

② 男女雇用機会均等法及び育児介護休業法に関する規定

(1) 法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合

不受理期間 A
法違反が是正されるまで
+
是正後6カ月経過するまで

※1 新規卒業見込者等の範囲

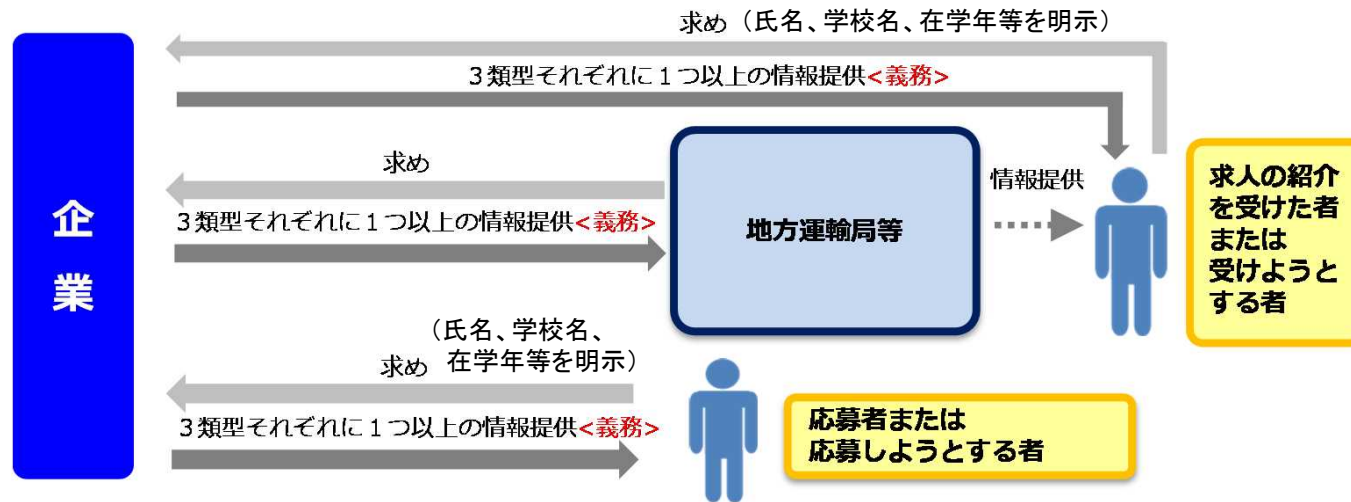
- ① 学校、専修学校、各種学校、外国の教育施設の在学者で、卒業見込者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練を受ける者で、修了見込者
- ③ 独立行政法人水産大学校（※）又は独立行政法人海技教育機構の行う船員の教育訓練を受ける者で、修了見込者
- ④ 上記新卒求人に応募できる①～③の卒業者及び修了者

2. 青少年雇用情報の提供

新規卒業見込者等であることを条件とした募集・求人申し込みを行う場合に、情報提供が必要。



※ 応募者等や、求人申し込みをした地方運輸局・無料船員職業紹介事業者（無料船員職業紹介事業者としての学校を含む）または求人者の紹介を受けた者等から求めがあった場合は、下記（ア）～（ウ）の3類型それぞれについて1つ以上の情報提供が義務。



(ア) 募集・採用に関する状況	過去3年間の新卒採用者数・離職者数 / 過去3年間の新卒採用者数の男女別人数 / 平均勤続年数
(イ) 職業能力の開発・向上に関する状況	研修の有無及び内容 / 自己啓発支援の有無及び内容 / メンター制度の有無 / 社内検定等の制度の有無及び内容
(ウ) 企業における雇用管理に関する状況	前年度の月平均所定外労働時間の実績 / 1年当たりの有給休暇 / 前年度の育児休業取得対象者数・取得者数（男女別） / 管理的地位にある者に占める女性船員の割合*（船長・機関長など各部門の責任者）